

「防災機能等強化事業緊急特別推進事業(非構造部材の耐震対策)」 計画調書作成要領

1. 申請の単位

原則、申請は学校法人及び準学校法人（以下、「学校法人等」という。）の設置する専修学校単位とし、補助対象事業ごとに行うものとする。

なお、専門課程と高等課程で共用している建物を工事する場合等、見積書が同一の場合は、事業経費を合理的な按分方法で算出することとする。

2. 提出資料の作成について

(1) 様式の作成について、様式の欄が不足する場合や、様式には記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式任意）に記載することとし、1枚に納めるために内容等を省略することのないようにすること。

(2) 提出する資料は必要なものに限ること。（学校のパンフレットは不要）

(3) 電子メールでの提出について

① 紙提出に加え、以下の資料については電子媒体でも提出すること。

「様式●—●」，「見積書整理表」，「工事等の説明一覧」，
「資金収支予算書（決算書）」

② 電子媒体の提出については、PDF化をせず、エクセル形式のままで提出をすること。

③ 提出の際は、事業ごとに1つのフォルダにまとめてフォルダ名を

「【法人名・学校名】事業名（事業区分）」とすること。

（例）【A法人・B学校】●●館非構造部材の耐震対策（非構造部材の耐震対策）

(4) 消費税の引き上げに係る対応について

消費税については、令和元年（2019年）10月1日より10%に引き上げられることが予定されているため、申請については税率为10%とした場合の金額を記入すること。

なお、消費税の引き上げがなされなかった場合や免税事業者等については精算時に実際に支払った消費税額に応じて調整する。

3. 補助対象工事等

(1) 専修学校専門課程又は高等課程における耐震対策に必要な別表1の経費であって、次の要件を備えているものとする。

・大講義室や屋内運動場、屋内プール、講堂、ホール等の100㎡以上の空間（通路は除く。）を有する施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）。

(2) 補助対象事業経費の下限は設定しないものとする。

(3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

(4) 完成年度を超えている専修学校であること。

4. 補助対象外経費

- (1) 別表 1 に掲げる以外の経費
- (2) 老朽化の改善を目的とする非構造部材の工事，及び地震により落下・転倒の危険性があることを合理的に説明できない非構造部材の工事に要する経費
- (3) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- (4) 増改築，増床工事に係る経費
- (5) 学校関係者が自ら行う耐震対策に係る経費

5. 補助率

- (1) 専修学校専門課程
防災機能強化工事（実施設計費を含む）に要する経費の 1 / 2 以内
- (2) 専修学校高等課程
防災機能強化工事（実施設計費を含む）に要する経費の 1 / 3 以内

6. 専門課程と高等課程等を有する建物について

同一の建物の中に専門課程，高等課程及び一般課程等（学校以外の施設を含む）を有する場合，各課程ごとの面積（※）で工事費を按分すること。又，按分を行った場合は，その計算過程を資料（様式任意）として添付すること。

（※）例：各課程等の専有する又は主として使用する部分の面積を当該課程の専有面積とし，その他の部分については，各課程の専有面積に応じて比例按分したものの合計。

7. 提出書類

- (1) チェック表
- (2) 計画調書（様式 5 - 1）
- (3) 工事費，実施設計費及び耐震点検内訳（様式 5 - 2）
- (4) 教員・生徒数調書（様式 5 - 3）
- (5) 見積書整理表
- (6) 工事等の説明一覧
- (7) 採択理由書及び工事費，実施設計費及び耐震点検にかかる入札の内容がわかる書類又は見積書
- (8) 耐震対策予定建物の計画図面（配置図，平面図及び立面図）（様式自由）
- (9) 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」に沿った点検結果等，非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料を添付すること。
- (10) 2019年度資金収支予算書，平成28年度から平成30年度における資金収支決算書，貸借対照表及び監事監査報告書の写し
- (11) 学則

※ 原則 A 4 版で作成の上、ファイルに綴り、各様式別にインデックスを付すこと。計画図面について、文字が判読しづらくなる場合は、A 3 版で作成しても差し支えない。

また、ファイルの表紙・背表紙には、補助金名、都道府県名、学校法人名、学校名を記入すること。

8. 提出資料作成の際の注意事項

(1) 計画調書（様式 5-1）

① 「都道府県名」欄は、専修学校の所在する都道府県名をドロップダウンリストより選択すること。

② 「法人番号」欄には、法人番号を記入すること。「法人番号」は下記ホームページにて確認することができるので必要に応じて参考にする。

参考 URL : <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

③ 「採択希望順位」欄には、同一都道府県内に所在する同一の専修学校が私立学校施設整備費補助金に対し、複数の事業の申請を行う場合、それぞれの事業の採択希望順位を同欄に記入すること。

④ 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。なお、専門課程と高等課程を有し、課程ごとに按分する場合、本様式は課程ごとに別葉で作成すること。その際、事業名称は「〇〇事業（専門課程）」、「〇〇事業（高等課程）」等の表記で区分すること。

⑤ 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入することとし、当該建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききれない場合は、備考欄に記入すること。

⑥ 「構造」欄には、該当するものに○を付すこと。

⑦ 避難所について

(イ) 「避難所としての利用の可否」欄は、被災時において、耐震対策工事を行う建物を避難所として利用し、2 週間程度生徒や地域住民を受け入れることの可否について、ドロップダウンリストより該当するものを選択すること。

(ロ) 「大規模空間を有する施設の有無」欄は、耐震対策工事を行う建物について、固定椅子や固定机等の障害物のない大講義室、集会室、ホールなどの地域住民等が一定数程度避難できる大規模空間の有無をドロップダウンリストより該当するものを選択すること。

(ハ) 「大規模空間の面積」欄は、(ロ)における大規模空間の合計面積を記入すること。

(ニ) 「大規模空間以外での避難面積」欄は、(ロ)における大規模空間以外に、会議室やセミナー室等であっても、地域住民等の受け入れが可能となる教室等の合計面積を記入すること。

(ホ) 「受け入れ可能面積合計」欄は、(ハ)と(ニ)を合わせた数値が自動計算で入

るので記入は不用。

(へ) 「合計面積」欄は、耐震対策工事を行う建物の延べ床面積を記入すること。

(上記の(イ)～(へ)については、この記入内容により補助対象外となるものではない。)

⑧ 経費の各項目(黄色で塗りつぶしたセル)は、様式5-2を入力することにより、自動反映されるため、入力しないこと。

⑨ 他の補助金の交付を受けて実施した耐震点検経費や交付決定年度までに支払い済みの実施設計経費等、予め係る経費の全額が補助対象外であることが明白な場合は、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略すること。

(2) 耐震点検経費・実施設計費・各工事費の内訳(様式5-2)

① 「事業名」欄は様式5-1に記載した名称と一致させること。

② 専門課程と高等課程等を有する建物について、課程ごとに工事費等を按分する場合は、課程ごとに本様式を作成すること。その際、一方の課程は補助対象に、その他の課程等は補助対象外に計上することとし、小計、合計額は見積書と一致させること。

また、「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。

(3) 見積書整理表

採択見積書の補助対象経費と補助対象外経費を整理し、白色セルに記入をし、補助対象経費のみに付番をした上で提出すること。記入については様式エクセルファイル内の別シートにある入力例を参考にすること。

※ 本資料において付した番号を、「様式5-2」, 「工事等の説明一覧」, 「平面(立面)図」の対応箇所に付番すること。

(4) 工事等の説明一覧

上記「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番し、項目別(項目分けは任意)に「各工事(品目)における耐震化(耐震対策)との関連性」を説明すること。(耐震化との関連性については、当該工事が耐震工法上どのように必要となるのか、耐震性能の向上にどのようにつながるのか等、様式エクセルファイル内の別シートにある記入例を参考にしながら詳細に記載すること。)

なお、項目中に申請数量が2以上となるものを含む場合、数量の根拠を確認することがあるため、あらかじめ説明を記載しておくことが望ましい。

(5) 採択理由書及び工事費、実施設計費及び耐震点検にかかる入札の内容がわかる書類又は見積書

① 「学校法人等名」等の欄は、様式5-1に記載している名称と一致すること。

② 原則、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容がわかる書類(工事費内訳明細書等の工事内容等の詳細がわかる書類を含む)又は3社以上の見積書及び採択理由書を提出すること。

- ③ 特殊事情により、3社以上の見積書が提出できない場合は、その理由を採択理由書に記入すること。
- ④ 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- ⑤ 採択理由書は以下（例）の「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震点検業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。

(例) ・「工事費」：施工業者
 ・「実施設計費」：設計業者
 ・「耐震点検経費」：耐震点検業者

- ⑥ 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」「耐震点検業者」等の別を記入すること。なお、複数にまたがる場合又は③の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。
- ⑦ 「見積金額」欄の金額と見積書の金額は一致させること。（按分後の金額や補助対象額の金額ではない。）なお、見積書に記載の総額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一すること。
- ⑧ 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
- ⑨ 補助金の効果的配分を推進する観点から、価格の妥当性等を十分に勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ⑩ 「業者採択理由」欄には、入札の状況、3社以上の工事内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。
- ⑪ 設備等について独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
- ⑫ 見積書が写しの場合は、理事長が原本証明をすること。
- ⑬ 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きし、不採択の見積書には、用紙の右上に「不採択」と黒字で記載すること。
- ⑭ 補助事業が補助対象と対象外にわかれる場合は、見積書の写し等の補助対象にメーカー等を用いて「補助対象」部分をわかりやすくすること。

(6) 計画図面（配置図，平面図及び立面図）

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面は精選するとともに、資料が大部とならないよう工夫すること。また、図示する際には、補助対象経費との対応関係がすぐ分かるようそれぞれに「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番すること。

- ①配置図：学校の敷地全体が分かり、かつ工事予定の建物を明示した図面を提出すること。
- ②平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲を明示し、用途がわかるよ

うに室名等を付すこと。また、改修前と改修後の両方の図面を提出すること。

③立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲を明示すること。また、改修前と改修後の両方の図面を提出すること。

※「平面図（立面図）」には、建具等にかかる工事がある場合、設置箇所と設置数が確認できるように、「見積書整理表」に付した番号を明記するなどして示すこと。（手書き・マーカー等がかまわない。）

(7) 2019年度資金収支予算書，平成28年度から平成30年度における資金収支決算書(共通様式)，貸借対照表及び監事監査報告書の写し

① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は，その時点における案を作成すること。（決定次第，必ず正式なものを早急に提出すること。）

② 資金収支予算書，資金収支決算書（共通様式）の件名は，「2019年度資金収支予算書」，「平成30年度資金収支決算書」等，適宜変更すること。

③ 資金収支決算書，貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分（平成28年度から平成30年度分）を提出すること。

9. 参考

(1) 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月文部科学省）

参考 URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(2) 「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」（平成24年3月文部科学省）

参考 URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm

(別表1)

専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（非構造部材の耐震対策）の補助対象範囲

経費区分	内 容
耐震点検 経 費	本事業の対象となる建物に係る耐震点検（非構造部材の耐震性調査等）及び補強計画策定に要する経費を対象とする。（前々年度支出分まで対象とする。） ただし、学校関係者による自主的な点検に要する経費（人件費、備品購入経費等）については、対象外とする。
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、前年度に契約したものであっても、当該年度に支払うものは補助対象とする。
工事費	建築非構造部材（被災時等の安全対策のため行われるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体(主体構造、躯体)以外の部材を指す)の耐震化工事。 (例) a. 外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事。 b. 建具及びガラスの落下防止工事。 c. 間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事。 d. 天井材(下地材・天井ボード)及び天井器具(照明器具・空調機器等)の落下防止工事。 e. 屋根材（瓦材等）の落下防止工事。 f. 屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事。 g. 設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事。 h. 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事。 i. 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事。
その他	特に必要と認められる工事。